

令和8年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施については、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて費用が増加している高齢者施設等の負担軽減を図り、将来にわたり安定的な高齢者支援体制を確保することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、令和8年3月31日において、水俣市内の次の各号の高齢者施設等（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの全期間において事業を休止している施設等並びに市町村及び一部事務組合が開設するものを除き、高齢者へのサービス提供にあたり、介護保険法及び老人福祉法等で規定される専用の設備基準、人員基準、運営基準を満たすもの。以下「交付対象施設等」という。）を所管し、今後も事業を継続する意思を有する者とする。

(1) 入所系施設

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床利用型を除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている場合を除く。みなし有料老人ホームを含む。)

(2) 通所系事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（当該事業所専有のスペースを有する場合に限る。）、通所型サービスA事業所（事業所指定を受けている場合に限る。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

(3) 訪問系事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、居宅療養管理指導事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与未実施の場合に限る。）、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問型サービスA事業所（事業所指定を受けている場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

(1) 交付対象者及び交付対象施設等の役員又は使用人が水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する場合

(2) 交付対象施設等が業務上の行為により法令に違反し、令和7年4月1日から令

和8年3月31日までの間に、介護保険法に基づく行政処分を受けた場合
(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に交付対象者が支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、別表の第1欄に定める区分に応じて同表第2欄に定める額を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から同一の補助対象経費について補助金と趣旨を同じくする補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を差し引いたものを補助対象経費とする。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、次に掲げる書類により、市長が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。

(1) 水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書
(様式1)

(2) 申請者の振込先口座情報がわかる通帳の写し等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第15条に規定する支援金の請求は、前項に定める書類の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと市長が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、支援金の額の確定)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、第5条第1項に定める書類の提出をもって実績報告書の提出に代え、規則第14条に定める支援金の額は、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部又は一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第11条 市長は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月26日から施行する。

(令和7年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱の廃止)

2 令和7年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱（令和7年告示第106号）は、廃止する。

別表（第4条関係）

1 区分	2 金額（上限額）	3 対象経費
【入所系施設】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床利用型を除く。）、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	・定員19人以下 96,000円／箇所 ・定員20～39人 318,000円／箇所 ・定員40～69人 594,000円／箇所 ・定員70～89人 870,000円／箇所 ・定員90人以上 1,092,000円／箇所	需用費（食材費、光熱水費、燃料費）、委託料（給食に係るものに限る。）
【入所系施設(有料老人ホーム)】 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業又は地域密着型特定施設入居者生活介護事業の指定を受けている場合を除く。みなし有料老人ホームを含む。）	・定員19人以下 48,000円／箇所 ・定員20～39人 156,000円／箇所 ・定員40～69人 294,000円／箇所 ・定員70～89人 432,000円／箇所 ・定員90人以上 546,000円／箇所	
【通所系事業所】 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（当該事業所専有のスペースを有する場合に限る。）、通所型サービスA事業所（事業所指定を受けている場合に限る。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	・通常規模型 66,000円／箇所 ※延利用者750人以下／月 ・大規模型 138,000円／箇所 ※延利用者750人超／月 ・小規模多機能型 138,000円／箇所	
【訪問系事業所】 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（みなし指定を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（みなし指定を除く。）、居宅療養管理指導事業所（みなし指定を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与未実施の場合に限る。）、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問型サービスA事業所（事業所指定を受けている場合に限る。）	・48,000円／箇所	

※ 入所系の定員数、通所系の事業所規模は、令和8年3月31日時点の定員とする。

※ 同一事業所が介護サービス事業と介護予防サービス事業の指定を受けている場合は、介護サービス事業のみ対象とする（介護予防サービス事業のみの指定を受けている場合は、対応する介護サービス事業として対象とする）。

※ 訪問系みなし指定事業所であっても、介護保険法で規定される専用の設備基準、人員基準、運営基準を満たす場合は対象とする。

様式1(第5条関係)

※水俣市記入欄

整理番号	
------	--

水俣市長 高岡 利治 様

令和8年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金
交付申請書兼実績報告書兼請求書

申請日:

申請者(法人)住所	〒		－	
フリガナ				
申請者名(法人名)				
代表者の役職・氏名		・		印

書類発行責任者氏名		責任者連絡先	
担当者氏名		担当者連絡先	
連絡先e-mail			

標記について、下記のとおり支援金を交付されるよう関係書類を添えて申請(請求)します。

支援金額 0 円 ※自動計算

1. 裏面の誓約事項を確認し、全て該当する場合は○を記入してください。
一つでも該当しない場合、支援金の申請(請求)はできません。

誓約事項	
------	--

(振込口座情報)

2. 振込口座情報を通帳に記載の表記のとおりに記入してください。

※コード逆引き

金融機関名		金融機関 コード				
支店名		支店コード				
預金種類		(01:普通 02:当座 04:貯蓄)				
口座番号 (右詰め)						
(フリガナ)						
口座名義						
委任状兼口座 振替申出書の 提出有無		無:口座名義が申請者役職名+申請者名と同一 有:口座名義が申請者役職名+申請者名と異なる				

※ 口座名義が申請者と異なる場合は、別途「委任状兼口座振替申出書」の提出が必要です。

裏面へ続く

3. 前回の「水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受けている場合は○を記入してください。

交付実績	
------	--

(誓約事項)

- ①申請者は、交付要綱第3条に規定する交付対象者の要件を満たしています。
- ②申請者及び交付対象施設等の役員又は使用人は、水俣市暴力団排除条例（平成23年水俣市条例第23号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員ではありません。
- ③業務上の行為により法令に違反し、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、介護保険法に基づく行政処分を受けたことはありません（所管する交付対象施設等を含みます）。
- ④交付対象施設は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に運営実態があり、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。
また、県及び市町村等が実施する他の支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りません。
- ⑤申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、交付された支援金の返還に応じます。
- ⑥申請者は、交付要綱第7条に定める証拠書類等の保管を確実に行います。

様式2（第6条、第9条関係）

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

水俣市長 高岡 利治

令和8年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定通知兼交付
確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記支援金については、水俣市補助金等交
付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定
しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

また、同規則第14条により、支援金の額を金 円に確定しましたので通知
します。

記

交付の条件

- 1 令和8年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第7条に定めるとお
りとする。

様式3（第10条関係）

第 号
年 月 日

（交付決定者名） 様

水俣市長 高岡 利治

令和8年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付決定（一部・全部）
取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました標記支援金については、
令和8年度水俣市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱第10条の規定により、下
記のとおり交付を（一部・全部）取り消しましたので、同条第3項の規定により通知しま
す。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消理由 | | |